

商工黨組織宣言書

實業同志會と命名し
武藤山治氏宣言

全國同感ノ
諸氏ニ檄ス

「實業同志會」を命名し
武藤山治氏より左の如く聲明

の處に記す。

但し代議士候補者たるべきも
は本會員限ること。

一、普通選舉の問題を今日の如き
未決のままに置くは斷じ難想に
通選挙實行期を定め、官民共に
其準備を着手すること。

二、官能的運動がまたまた實業家に依り起る所なり。

三、政治問題は實業家は由來政
治に冷感して居た事から是を以て經濟的
的、社會的、政治的、實業的問題なる資
本家、政治家、國家の権利に力を致す致
する所なり。

四、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

五、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

六、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

七、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

八、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

九、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

十、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

十一、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

十二、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

十三、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

十四、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

十五、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

十六、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

十七、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

十八、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

十九、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

二十、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

二十一、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

二十二、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

二十三、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

二十四、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

二十五、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

二十六、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

二十七、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

二十八、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

二十九、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

三十、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

三十一、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

三十二、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

三十三、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

三十四、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

三十五、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

三十六、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

三十七、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

三十八、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

三十九、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

四十、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

四十一、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

四十二、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

四十三、實業同志會は實業家の爲めに、
國政、國會、國家の権利に力を持て致
する所なり。

加賀驛動

[三]

首無事件の罪人

領

綱

大正廿三年

八月廿三日

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

頃

再渡米したが
眼病故に

サクラメント(卅日)

故郷へ渡還の今川氏
元フリートにて農業を営み時
地方の生活復元して知られたる関
山縣人今川芳徳氏は數年前長女
海さるの今川氏は明治故に上陸を
海さるの今川氏は明治故に上陸を

連されたる都合でさしこの報道の
廣いに於ける事の至り同氏は

眞理したる農業家として耕種頑
實業家として耕種頑

妻女別れ其後再婚勤めら

じとこの二年止まらず勤めら

様子あらわな妻操をいたし通し

遣はがたの女の手事つて夫の

子より養育する苦心の程は知人

の同情せらるし三十数年の前歴

娘長じたは實業家の才覚を

一時競うるが向こ身にて

再び未だのトローミーは勤め

りて久懸の地を踏むこそなる

故郷に引き渡さねばならぬ心の

想い思ひながらかくなる

天道是かかづかる

其後再婚勤めら

夫の妻は

父兄の注意喚起

父

